

全体スライド標準様式等について

(様式第全 1 - 1号)

請負代金額変更請求書

受注者が全体スライドによる請負代金額の変更を請求するときには、原則として、契約締結日から12月経過後で工期の2か月前までに本書を契約検査管理課に提出する。

(様式第全 1 - 2号)

請負代金額変更請求書

発注者が全体スライドによる請負代金額の変更を請求するときには、原則として、契約締結日から12月経過後で工期の2か月前までに本書を受注者に提出する。

(様式第全 2 - 1号)

請負代金額の変更請求に係る協議開始の日について (通知)

契約検査管理課は、様式第全 1 - 1号の受理後14日以内に、スライド協議の開始日を受注者に通知する。

(様式第全 2 - 2号)

請負代金額の変更請求に係る協議開始の日について (通知)

契約検査管理課は、様式第全 1 - 2号の請求後14日以内に、スライド協議の開始日を受注者に通知する。

(様式第全 3 - 1号)

建設工事請負契約第26条に基づく請負代金額の変更について (協議)

工事担当発注課は、積算に基づく請負代金変更額の算定結果について、本書により受注者と協議するものとする。

(様式第全 3 - 2号)

建設工事請負契約第26条に基づく請負代金額の変更について (協議)

工事担当発注課は、積算に基づく請負代金変更額の算定結果で、全体スライドの対象とならない場合に、本書により受注者と協議するものとする。

(様式第全 4号)

承諾書

受注者は、様式第全 3 - 1号による協議について了解したことを確認するため、工事担当発注課に本書を提出する。なお、議決案件の場合は、別途変更契約書を取り交わすものとする。

(次ページへ続く)

(全参考様式 1)

スライド調書

工事担当発注課が全体スライドによる変動額の算定結果を本書に記入し、起案に添付するもの。

(全参考様式 2 - 1) ※増額スライド用

工事に係る賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

工事担当発注課が全体スライドによる変動額の算定結果を本書に記入し、スライド調書と同じく起案に添付するもの。

(全参考様式 2 - 2) ※減額スライド用

工事に係る賃金又は物価変動に基づく請負代金額計算書

工事担当発注課が全体スライドによる変動額の算定結果を本書に記入し、スライド調書と同じく起案に添付するもの。